

※学研災の説明は、裏面をご覧ください。
学生教育研究災害傷害保険（学研災）の対象となるインターンシップの説明

- 「学生教育研究災害傷害保険の解説」から抜粋 -

大学がインターンシップを「正課中」「学校行事」または「課外活動」と位置付ける場合には、保険金給付の対象とします。

1. 正課中として大学が取り扱う場合

大学および指導教員が、インターンシップを講義、実験・実習、演習または実技による授業として取り扱うこと。

2. 学校行事として取り扱う場合

○大学に主催する行事で教育活動の一環として実施すること。

○具体的には、以下のいずれかの条件を満たす場合を対象とします。

(1) 個別承認方式

①学生または指導教員等が、事前に大学へ届出をし、学長または学生部長（学部長、学府長）が、インターンシップを学校管理下の行事であると承認した場合。（当該学校の教職員が活動の場所にいることを問わない。）

②また、その際、大学は、常時、学校行事の目的・実施内容・日時・場所を把握し、その参加対象者リストを作成・保管すること。

(2) 包括承認方式

教授会等において、インターンシップが学校管理下の行事であると決議された場合

3. 課外活動として大学が取り扱う場合

大学が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動の場合を対象とします。

具体的には、インターンシップ・ボランティア活動を実施する学内学生団体を組織し、大学の学内学生団体としての承認を受けた団体の管理下の活動を対象とします。

インターンシップを対象にした、学研災付帯賠償責任保険があります。

①学研災に加入している学生に限ります。

②国内において、学生が「正課」「学校行事」「ボランティアクラブ等での課外活動」およびその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。